



Title	帝国主義研究における二つの偏向
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學 經濟學研究, 20(4), 35-72
Issue Date	1971-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31212
Type	departmental bulletin paper
File Information	20(4)_P35-72.pdf



帝国主義研究における二つの偏向

富 森 虔 児

1

筆者は、さきに従来の帝国主義論の若干をとりあげ、それらを批判的に検討するとともに、従来の論議で未解決のものを止揚すべき一つの積極的理論構築の方向を提起した⁽¹⁾。

そして、そこですでにある程度ふれてきた如く、このような筆者の展開の出発点となった問題意識は、簡単にいえば、次の如きものであった。

すなわち、従来の帝国主義諸理論においては—（レーニンも含めて）—とりわけ、帝国主義の基礎ともいふべき、独占資本に関わって、その何たるかということ、及びそれが、如何なる関連において必然化したものであるかといった、いわば肝じんな点が、必ずしも明快に解明されていず、そのこともあって、一方では、独占資本を少くとも理論のケルンからは脱落させてしまふような帝国主義論が現われるに至っているという、筆者なりの既成理論に対する不満が筆者の展開を終始規定する役割をはたしていたのであった。

ところで、このことはいうまでもなく、独占資本概念の欠落する帝国主義論に対して、その欠落をたんに指摘して非難するという消極的な対応にのみ止ることを到底筆者に許すものでなく、進んで、資本の支配強制を志向する運動性としての独占資本的運動原理の基軸となるべき、客観的現実的不安定性＝矛盾を積極的に明らかにするということを筆者の立場にとって不可避のものとし、その方向における筆者なりの回答がそこで示されることとなった。

だが、この帰結においては、大いに異りながらも、筆者とほぼ共通する問

題意識に立ち、やや別種の帝国主義論を展開した例が他にもないわけではない。さらにまた、筆者が、その理論構築の軸点においた矛盾設定—すなわち相対的自立性を維持したままでの資本統合によって生れるあらたな対立物の統一性—と一見類似した矛盾設定をその帝国主義理論のなかに積極的に内在せしめようという別ないき方もないわけではない。

だが、このような一面における共通性や類似性は存在するものも、筆者の知る限り、他面における筆者のいき方との決定的相違をはらむものであり、総じてそれらの諸理論は、さきに筆者が批判の対象として、とりあげた諸理論よりも、ある意味ではより多くの問題ををはらむに至っている。

以下、本稿では、かうした諸理論のうち、とりわけ前者にあたるものとして、入江節次郎氏⁽²⁾の帝国主義論を、また後者にあたるものとして、宮本義男氏⁽³⁾の金融資本論をとりあげ、それらが、ある面では、われわれと共通する問題意識をもちながら、なおわれわれとしては、これらの諸論をも、全体としてはうけ入れるわけにいかない所似を示し、合わせて、われわれのすでになした主張点をも、これらの諸説との対照においていま一度明確にしておくことにしよう。

(1) 拙稿「帝国主義研究における若干の問題点」北大経済学研究 20巻3号1970年

(2) 入江節次郎著「帝国主義論序説」ミネルヴァ書房 1968年

(3) 宮本義男著「金融資本への道」ミネルヴァ書房 1967年

2

(1) すでに示した如く、われわれの帝国主義論構築において、独占資本を資本主義の特定段階における必然性において把握することは、核心的問題であり、そのためには当然のことながら、独占資本の何たるかを正確にしておくことは、また決定的重要性をもたざるをえないものであった。

そしてまた、この見地からすれば、レーニンにおける、生産の集積の特定

段階からの独占資本の発生に関わる説明も（生産の集積の特定段階性は一応指摘され、且それを契機として独占資本の発生史を説くという基本方向については、われわれとしても全くこれを認めつつも）決して充分なものとはいえず、且そこにおける独占資本の把握も、もっぱら、カルテルという独占資本の現象の一形態にのみ一面化されているという指摘を行なわざるをえなかったものであった。

ところで、このような問題意識と、かかる立場からするレーニンへの不満は、ある意味では、かの独自の帝国主義論展開で知られる入江節次郎氏とも、ほとんど全く共通するものであるといつてよい。

すなわち、入江氏によれば「レーニンの『帝国主義』は、せつかく、生産の集積から出発して、上向法的体系としての帝国主義論を構築しようというすぐれた企図にもかかわらず、まず初頭において、生産の集積という範疇が、段階範疇として明確にされず、さらに、生産の集積という範疇と独占資本という段階概念との関連も明瞭にされなかったという不備をのこすことになったのである。このことと関連するのであるが、レーニンにあっては独占の概念もまた不明瞭のままにのこされていたのである⁽⁴⁾」とされているからである。

もちろん、みられる通り、ここには、入江氏においてまさに独特といつてよい、段階範疇としての生産集積範疇の一層の明確化という主張が、すでに強く打ち出されているのであるが、少くとも、この生産の集積と独占資本との関連の明確化や、独占概念の明確化という課題の提起は、その意味するところが、後述する如く、われわれとはまた異なるものであるとはいへ、さしあたり、われわれの出発点と大いに共通するところがあることは、他の氏による同様の指摘^{*}と合わせ考えると、いまや、明白であるといつてよいだろう。

※ 上の引用のほか、入江氏は、同種の発言を同じ著書のなかで、別なかたちで二、三度くりかえしておられる。たとえば次のような指摘がある。

「生産の集積を基準とする帝国主義論は、同時に、生産の集積の発達から転化して論理的に成立する、生産資本の存在態様である独占資本を基軸として構成されるものである」(前掲書24頁)

「われわれは、まさに生産の集積→独占資本というシエーマをうちたてた。しかしながら、なお、このシエーマにおいては、究明されなければならないきわめて重要な媒介項がのこされている。つまり、それは、このシエーマの「矢印」の部分にどのような諸条件を定置しなければならないか……」(同上、137頁)

なお、後述するように、第1の引用にある「論理的」ということには、入江氏独特のいみがあり、それにはわれわれとして全く納得できぬものがあるのであり、また、第2の引用にある「矢印」の部分に定置される諸条件も、必ずしも独占資本の必然性を真に説明するものとはなっていない。だがそれらについては、さらに本文後段で詳論することとし、ここでは、氏ではともかく、生産の集積からの独占資本の発生というところをつなぐ、論理的結節点の確立が、一応重要な問題意識となっており、その限りで、われわれの立場と共通していることを指摘するにとどめたい。

だが、それでは、このような、生産の集積と独占資本との論理的関連や、独占概念のレーニン以上の明確化において、入江氏は、はたしてどの程度に、これを成功的にはたし終えたといえるだろうかということになると、卒直に言って、われわれとしては、いくつかの根本的な疑問と批判を氏に対して、提起しておかないわけにいかないのである。

なんとなれば、氏が、かうした生産の集積と独占資本との論理的結節に関わって、積極的な展開を行なわれているいわば問題のさわりと思われる部分は、以下にみる如く、極めて、説得的でないばかりでなく、却って、生産の集積と独占資本を不当に等置することによって、自ら提起された問題を自ら回避され、レーニンより一層後退した一種の生産力主義的立場に落ちこんでおられると思われるからである。

たとえば、氏はまず、「生産の集積と独占資本との関連についての概括的な規定を要約的にかかげておこう。」といったうえで、それにつづけて、「それは、つぎのような表現で要約されよう。生産の集積は、その発達の特定の段階において、機械制大工業資本を実体的な内容とする産業資本を独占資本に転化させる⁽⁹⁾。」としておられる。これは、氏自身が、このすぐあと

で認めておられるように、明らかに「『集積は、その発展の特定の段階において、おのずからいわばびったりと独占に接近してくる』というレーニンの規定から示唆され⁽⁶⁾」そこで、なお明確でなかったと氏がいう生産集積の特定段階を、重工業における「大規模な縦断的統合」及び、この縦断的統合における「異種生産諸工程の単一企業体への統合」ということで、一層内容をはっきりさせ、その限りで「レーニンの『帝国主義』の規定をいっそう発展させたものなのである⁽⁷⁾」。

だが、すでに、引用文自体に示されている通り、これは、特定段階での生産の集積の内容について、若干の具体的規定を与えた以上に何ら集積から独占への接近について、レーニン以上の説明がなされているわけではない。

したがって、もっぱら、カルテル協定が結びやすくなるという限りで、生産の集積からの独占への接近の納得的説明に成功しているにすぎない（この点詳細は、拙稿、「帝国主義研究における若干の問題点」）レーニンを一歩も出るものでなく、入江氏自身が提起された「生産の集積と独占資本との関連」に関して、何ら理論的に進展をもたらしたものでないといわねばならない。

それどころか、「この『非常な大きさの技術的＝生産的単位』こそ、生産の集積の高度な発達形態である重工業の縦断的統合においてきわだってみられるのであり、それこそまさに、独占資本の核心的実体にはかならない⁽⁸⁾」といわれている点は、特定の生産の集積そのものを独占資本にほぼ等置した、そのいみで、氏の生産力主義^{*}的偏向をあらわすものであるという他はないであろう。なぜならば、生産の集積の特定段階とは、まさに独占資本の発生にとっての生産力の契機であるにすぎず、したがって、われわれの課題も、このような契機によって如何様に独占資本の発生の必然性が把握されるかに関わるのであり、独占資本をいわば生産の集積に解消し、後者を前者の「核心的実体」とすることは、とりもなおさず上の課題を回避するばかりでなく、契機としての生産力的側面を、本質としての独占資本に対して不当に優先させることであるというほかないからである。

※ 佐藤金三郎氏も、この点に関連して「教授の生産の集積、したがって独占資本のとらえかたは、教授じしんの弁明にもかかわらず『技術的側面』の重視にすぎるように思われる」と指摘しておられる(書評、佐藤金三郎、入江節次郎著「帝国主義論序説」経済評論1968年3月号。)なおここで佐藤氏のいう入江氏自身の弁明は「まな、われわれの生産の集積のとらえかたは、いっけん技術的側面の重視のように思われるかもしれない……」(入江前掲書 170 頁)という記述をさすものと思われる。

(2) なお、上記のような、われわれの入江批判に対しては、われわれが、もっぱら当面する問題に関連する入江氏の「概括的規定」をのみとりあげ、そこに限定した議論をのみ行なった結果であり、そのいみで入江理論の扱い方において、何か不当且不公正な態度をとっていると思われるかもしれない。

たしかに、入江氏は、かかる「概括規定」にとどまらず、前掲書中において同じ論点について何回かくりかえしふれておられるのである。だが、そのような議論は、やはり概括規定にあらわれた問題点を何ら克服するものとはなっていない。

たとえば、氏は、別の個所で先にわれわれが引用した生産の集積→独占資本という「シェーマの『矢印』の部分にどのような諸条件を定置しなければならないか」という問題提起に対して、矢印に定置される「必要にして、じゅうぶんな条件⁽⁹⁾」を次のように示しておられる。すなわち、

「まず、第一部門の核的業種である重工業において、生産の集積が顕在化していくことをもって、その必要な条件がみたされたと考えなければならないとするし、また、その核に相当する業種部門において大規模な縦断的統合の形態が成立し、この業種を代表するようになる状態がつくりだされるとき、じゅうぶんな条件が、みたされたとしなければならない⁽¹⁰⁾」と。

敢えていうまでもなく、ここでいわれるのは、氏が一貫してくりかえされる特定段階の生産の集積の、より規定された内容が、段階を追って細密化されているにすぎず、このような、特異な必要十分条件がみたされるとき何故に必然的に独占資本が必然化するのかは、これだけでは、やはりさっぱり理解

しえず、したがってこれらを独占資本への十分条件とすること自体が、明らかに不当であるというほかはない。

さらにまた、入江氏は、当面の生産の集積にとって、いわば核心となる重工業の縦断的統合を、横断的結合との対比において、詳細に論じておられる個所で「横断的結合は、生産の集積をいっきよに発達させるというものでない⁽¹¹⁾」いのに対して、縦断的統合がそうでないことを指摘しておられる。たしかに、生産の集積をいっきよに発達させるか否かに関わっての上記の対比は、一応うなづけるとしても、かかる「生産の集積がいっきよに発達」すること自体によって、資本の独占的運動原理の必然的発生は説明されえず、これによって「生産の集積→独占資本というシェーマ」の矢印における論理的結節がはたされたということは到底いいえなとしないわけにいかない。

いいかえれば、入江氏は、くりかえし、生産の集積と独占資本の関連づけの課題を提起しながら、くりかえしこれに失敗したと断ぜざるをえず、さればこそ、入江氏は佐藤金三郎氏の指摘にもある通り^{*}、結局この点の論理的究明をあきらめ、もっぱら問題を歴史的事実経過の単なる指摘にすりかえることにならざるをえなかったといえるのである。

すなわち、入江氏は、もっぱら「大不況期」にあらわれた「主導産業としての重工業の拡充、その質的変容⁽¹²⁾」の事実経過を追跡したうえで、この重工業的拡充による「大不況の終熄」とその後の国際的競争戦の激化に促迫された企業集中運動などの事実を指摘し、その後で、「こうした直線的論理展開（生産の集積→独占資本を指す一筆者）を、われわれが、方法論的には、決して誤ってはいないとしたのは、その奥底に、こうした歴史的な社会構造的要因の認識がひめられていたのであった⁽¹³⁾。」としておられるが、これらの指摘された歴史的事実は、要するに生産の集積の特定の発展なり、重工業的拡充が、独占資本の発生にとって決定的契機となっているという、すでに多かれ少かれ自明のことを示唆しているにすぎず、そのことだけによって、

何故に独占資本の発生が必然化するのかという点の理論的解明まではまだ全くなされていないことは、いうまでもなく明白であるといわねばなるまい。

※ 佐藤氏によれば「けれども、その反面、ここからすすんで教授が生産の集積それじしを『段階的範疇』とされ、さらに生産の集積＝コンビネーション＝独占資本とされるのは論理の飛躍であり、ゆきすぎであるように思われる。このような把握は、教授の意図に反して、生産の集積から独占資本への移行の理論的解明を不可能にし、これを『歴史的要因』―『大不況』に帰着させる道をひらくばかりでなくさらに独占資本概念の矮小化にみちびく危険をもつものといえよう」（前掲書評より）となっている。本文との対比によって理解される通り、これはほぼわれわれの入江批判と同一方向にあるものといってよいだろう。

そしてこのような理論的解明が不成功に終わっていることは、入江氏が生産の集積や、独占資本を、帝国主義の基底乃至基軸としておられる以上、氏自身の帝国主義論にとって、全く致命的であるというほかないのである。

- (4) 入江節次郎，前掲書，82頁。
- (5) 同 上 132頁。
- (6)～(8) 同 上 133頁。
- (9)～(10) 同 上 138頁。
- (11) 同 上 160頁。
- (12) 同 上 188頁。
- (13) 同 上 189頁。

3

前節において、われわれは、入江節次郎氏が、われわれと同様に、生産の集積から独占資本に至る論理的結節の課題をそれなりに問題とされながら、結局このことを自らはたしえず、もっぱら集積の特定段階性のもつ具体的内容についてやや深められた規定を与えようとしたにとどまったことについてやや詳細に指摘した。

とりもなおさずこのことは、すでにみたように入江氏もまた独占資本の必然性なり法則性なりの把握に失敗したことをいみする。そして、そのために氏自身の体系化を志向するという決意にもかかわらず、氏の帝国主義論の体系化そのものが、そこなわれざるをえなかったこと、また、さればこそ氏が一方で帝国主義の一般法則を否定する立場をつよく批判しながら、他方では「『資本論』におけるように厳密な、そして、きめの細やかな性格のものたりえないで、多かれ少かれ、太い線でえがかれる、より傾向的な法則という性格をおびるものにとどまる⁽¹⁴⁾。」というふうに体系化の限界性を自ら帝国主義論において認めるという、きわめてあいまいで折衷的な立場におちこまざるをえなかったということも出来ると思われるのである。

※ もちろん、われわれとても資本論と帝国主義論の抽象段階の相違を認めないというのでない。だが抽象的レベルでの法則性と具体的レベルでの法則性といったような法則性の区分けなら理解できるが「多かれ少なかれ太い線でえがかれるより傾向的な法則」性の如き文学的表現では、とうていこれを理解することができない。

ところで、上記のような入江氏の帝国主義論のいわば核心部分における致命的難点は、実をいうと、氏の独特の方法論的見地と不可分に結びついていると考えられる。それどころか、そのような方法論的見地によって、氏の理論の致命的難点が、一企まざるものではあろうが—いわば、巧妙にいんべいされうるといふ結果にもなっていると考えられるのである。以下、われわれはこの点について若干ふれておくことにしよう。

第一は、氏がその帝国主義論の体系化するものを、次のような方法論的見地を軸として考えておられる点に関連しよう。

すなわち、入江氏によれば、「帝国主義論の体系的な性格は、『資本論』と同じく上向法的体系であるとされとしても、『資本論』が範疇それ自体が内包する矛盾の自己展開の体系であるのにたいし、対比的にあえていえば、帝国主義論は、措定対象を媒介とする連関論理の体系である⁽¹⁵⁾」とされている点である。

表現自体が極めて難解であるが、やや注意深くこれを検討すると、さしあたり以下のような点でこのような方法における根本的誤びゆうを指摘することができるであろう。

まず、入江氏によれば、そもそも上向法それ自体に二通りの上向法があることになるが、本来、科学的認識における抽象から具体へということは、その限りで極めて単純なことであるのであり、このことに二通りの解釈のありうる余地など到底考えられないこと、したがって、「範疇それ自体が内包する矛盾の自己展開」としての上向法と、「措定対象を媒介とする連関論理」としての上向法と、上向法そのものを二分化することがすでにそもそも誤っているものであり、上向法としては、少くとも上記のうち、いずれか一方がすて去られるべきということである。

すでに若干かかる点については論じられてきているが、もともと「範疇それ自体が内包する矛盾の自己展開」なる上向法なるものが、ヘーゲルに発する極めて誤った見地なのであり、抽象から具体への上向をこのように考えること自体が基本的に誤っているものであり、資本論体系をこのように考えるとすれば、それは資本論体系の歪曲とならざるをえないというべきであろう。

いいかえれば、抽象から具体への上向とは、そもそも具体的なものの科学的理性的認識においては、具体的なもののなかに止揚されて内在し、且具体的なものの不可欠の前提となるより抽象的なものを認識することなしにはこれをはたすことが出来ないことからくるのであり、その場合における抽象から具体への上向は、抽象的認識段階の認識上の限界—認識における論理矛盾を動力として「ここがロドスだ、さあ飛ぼう」というふうになされるのであり、あたかも客観対象それ自体に内在するかの如き範疇それ自体に内在する矛盾の如きものを動力として行なわれるのではない※。

※ こうした方法論上の基本問題は経済学全般において極めて重要ないみをもつものだが、筆者の見解の詳細については、一応後日を期すことにし、ここではさしあたり必要な限りでの記述にとどめた。

反対に、だからといって、抽象から具体への上向を、たんに「措定対象を媒介とする連関論理」とするわけにもいかないだろう。

たしかに、上にみたように、抽象から具体への上向とは、認識上の限界によって、いわばおし上げられるものであり、そのいみで、何らかの媒介項をさしあたり外から導入するという操作が一見行なわれざるをえないものである。（例えば貨幣から資本への転化における労働力商品の導入の如し）。

だが、このことは、具体的な範疇が、もっぱら媒介項のみによって説明され把握されるということを決していみするものでない。それどころか、具体的なものの把握において、やはり中心となるものは、より抽象的なものの止揚された内在なのであり、この軸に媒介項を加えてはじめて具体的なものが理性的に把握されうるものであるとしなければならない。したがって、かかる関連を入江氏の如く、たんに「措定対象を媒介とする連関論理の体系」と、あいまいに表現することは到底出来ないといわねばならず、入江氏も進んで、上記のような連関のいみするところを積極的に明確にされるべきであったということができよう。

いずれにしても、入江節次郎氏は、一方で資本論体系をいわばヘーゲルのに歪曲し、他方でそのことと結びついて、上向法そのものの意味するところを極めてあいまいにしたままその帝国主義論体系を志向されることとなった。そして、そのことによって、たとえば、生産の集積から独占資本への論理的結節の失敗をものが氏自身において、いんべいされることとなったとわれわれは考える。

だが、その点を一層明らかにするためには、われわれは、さらに入江氏の帝国主義論の次のような方法上の問題点にも言及しておかねばならないだろう。

すなわち、入江氏にあっては、すでにみたように生産の集積がなによりもその帝国主義論全体系の基底とされ、これと上向法体系上の位置を異にする資本の存在態様としての独占資本範疇が措定されるのであるが、このように生産の集積と独占資本をそれぞれ別個の体系上の位置に立つものとして分離

することは、生産の集積をもっぱら独占資本形成の契機乃至媒介項として導入し、これと独占資本とを「生産の集積と独占体」というように、一つの認識段階で統一して取り上げるレーニンの行き方とは、根本的に異なるだけでなく、このことによってこそ、生産の集積が如何なるいみで、独占資本の必然化につながるのかといった点の論理的解明が、入江氏においては、はじめからあいまいにされうるわく組が設定されることになったという点がさらに付け加えられねばならないと考えられるのである。

いうまでもなく、生産の集積が、たとえば独占資本にとってより抽象的な、そしてそのいみで、独占資本のなかに止揚されて内在し且つ独占資本範疇の理解にとって不可欠の前提となる範疇であるとは到底考えられえない。なぜなら、生産の集積とは、後にそれが資本主義的な規定をうけた具体的内容を如何にもつとはいへ、それ自体が、生産力的側面に主として関わる範疇なのであり、これに反して、独占資本とは、後にそれが如何に特定の生産力段階によって規定されたものであるとはいへ、それ自体が、生産関係の側面に主として関わる範疇なのであり、そのいみでこれら両者は、いわば次元の異なる範疇なのであり、したがってこれら両者を一方が他方にとって直接の抽象的前提であるというふうに位置づけることは不可能であるからである。

もちろん、入江氏にあって、このような誤った生産集積と独占資本の体系上の位置における分離と独自化が行なわれたのは、氏の体系観そのものが、さきにみたように科学的には凡そいみをもちえないあいまいな連関論理であることからくることは、いまや明白であるといつてよいが、われわれとしては、氏がこのような両者の分離と独自化によってこそ両者の論理的関連のあいまいさを結局正当化されるに至りえたこと、またさればこそ、氏が「独占資本は生産の集積からいわば直線的な論理展開としてでてくる資本の存在態様標識として規定されうるものである⁽¹⁶⁾」と、われわれとしては到底理解できない直線的論理展開という不思議な論理展開によって、すでに問題が解決されているようなことを強弁されるに至っている点に再度注意を喚起しておかないわけにはいかないことを特に強調しておきたい。

なお、入江氏において、生産の集積から独占資本への論理的結節が、一たん問題として提起されながら、結局それが一層あいまいにされることになったことに、上記のような氏の方法論上の誤びゆうと混乱が関係しているという点に関連して、いま一つ次の点も関わってくることを最後に指摘しておかねばならない。

すなわち、入江氏はまず、「とくに『帝国主義』においては、はっきりと独占資本と銘打っている部分はさておくとして、一般的には、独占資本ないしは独占体と独占とが内容的には区別されて考えられておりながらも、これらは、表現としては同じく独占という概念で包括的に総称されて考えられていることが多く、独占資本と独占との区別と関連とが明瞭にされていないようにおもわれる⁽¹⁷⁾」とされた上で、独占概念のさらに詳細な展開をなし、且つかかる「独占の主導権を掌握している主体」として、独占資本を規定し、その上になつて、「体系論理としては、独占が明確にされてから独占資本が定立されるというものではなく、その逆である⁽¹⁸⁾。」としておられるのであるが、これもやはり、入江氏独特の体系論理の把握に根ざす根本的に難点のある理解であるというはかないであろう。

もとより、われわれも、入江氏の如く独占と独占資本を概念として一たん区別した後に、後者を前者を主導する主体として把握すること自体に反対であるのではない。だが、仮にこのように概念上の区別を行なったとしても、これらを体系論理のなかで別個に配置し、—そこまではまだよいとしても—しかも独占を独占資本の後に位置づけるとなれば、これはまたどうしようもない誤びゆうを犯すことになるといわざるをえない。

なんとなれば、そもそも、独占資本とは、入江氏をまつまでもなく、独占概念を前提し、それを運動性として必然的に担う資本であるということによってあくまで一つの概念として把握されうるものであり、そのいみであくまでも独占こそが独占資本認識においては前もって把握されねばならぬのであり、その逆では到底あり得ないこと、したがってまた、もし逆に後であれば、前もっていわれる独占資本とは、およそ内容のない、全く何だかわから

ない概念とならざるをえないからである。

もっとも、内容規定のない独占資本をあらかじめ設定しておき、生産の集積のこのような独占資本との論理結節を云々することは、そもそもそのような論理結節に失敗する場合においては、たしかに有効な役割をはたす側面があるといえよう。

入江氏の場合は、事実このように独占資本概念が、前半の認識段階ではきわめて空疎なものであったため、あるときには独占資本とは、剰余価値の収奪主体⁽¹⁹⁾とされたり、また他のときにはカルテル的組織体⁽²⁰⁾とされるなど、適当に流動化され、かつこのことによって、生産の集積と独占資本の関連が終始不明確であることが一方でいんべいされうることもなった。

だが、もはやこれ以上いうまでもなく、このようなことは、入江氏の方法上の誤りをさらに明確にするだけであり、入江氏が「未解決のままのこされた生産の集積と独占資本との正しい論理的結節を決して真に解決するものでないことは、いまやあまりにも明白であるといわねばならない※、※※。

※ さきに拙稿「帝国主義研究における若干の問題点」で示した如く、レーニンにおいては、独占資本をあらかじめ、カルテルにやや一面化したうえで、これとの関連では、一応生産の集積の特定段階からの独占資本の発生の必然性が説明され、この後で、多面的関連における資本の支配強制を志向する独占的運動原理が「帝国主義」の全体を貫いて、明らかにされるという叙述がみられる。入江氏はもちろん、こうしたことを指摘されていないが、あるいは入江氏のように独占概念ぬきの独占資本という空疎な独占資本概念を先に設定するいき方はこのようなレーニンの叙述の影響をうけたものであるかもしれない。

だが、仮にそうだとすると、上にのべたようなレーニンの叙述は結局、生産の集積からの独占資本の発生の充分な解明に至りえなかったレーニンの消極面であるとわれわれは考え、入江氏もまたこのようなレーニンの消極面に規定されたといわざるをえない。

なお、入江氏は、独占資本概念の後で、独占概念が明らかにされ、その後で「独占資本の総括的規定が与えられる⁽²¹⁾」とし、このような認識の発展を「復元の弁証法⁽²²⁾」とよんでおられる。たしかに認識においては、その初期に登場する概念が他のカテゴリーの解明を経て後段においてよりゆたかにされるということはある。このような場合、概念は認識の初期において、たとえば見田石介氏のいう「借りの

ある概念⁽²⁸⁾」であるということになる。

だが、仮にこのような場合でも、概念の基本的な部分はその登場段階において基本的には把握されうるものでなければならず、入江氏の独占資本のように、それにとって本質的な部分を骨抜きにした全く空疎なものであってはならないことは明白であろう。なお認識の初期においてたんに表象として登場する概念については、内容そのものが、そこではなお空疎に止ることはありうるが、入江氏における独占資本の登場はそういうものでないことも明白である。

※※ われわれは、上記において入江氏の帝国主義論のいわば中心部分について根本的批判を加えることとなった。しかし、だからといって入江氏の議論のなかにあるいくつかの積極的部分を全く評価しないというのではない。たとえば入江氏が、独占資本の発生にとって、決定的いみをもつべき生産の集積をあくまで段階的なものとしておさえ、しかもその具体的内容をさらにつっこんで規定されようとした努力そのものは評価したい。

また、入江氏においては、独占資本をあくまでも産業資本の止場されたものとして理解しようとする基調が貫かれているが、これは、次にみる、ヒルファディングやそれを継承する宮本義男氏などにみられる、いわば、産業資本の消滅つの上に、金融資本を理解しようという別な傾向に比して入江氏のもっとも積極的な面をあらわすものといつてよいだろう。だがこの場合においても、入江氏が不幸にして、独占資本との関連での正しい株式会社論の展開をいわば帝国主義の課題からほとんど全く除外されたために、部分的にはヒルファディングと同じ誤りにおち入りうるような表現をしておられる点があることに留意しないわけにいかない。

(14) 入江節次郎 前掲書 16頁

(15) 同上 20頁。(なお同じような指摘が18頁、79頁などにもある)

(16) 同上 180頁。

(17) 同上 171頁。

(18) 同上 181頁。

(19) 同上 73頁。

(20) 同上 154頁。

(21)(22) 同上 181頁。

(23) 見田石介著「資本論の方法」。

(24) 入江前掲書 27頁。

(1) 前節までにおいて、われわれが問題とした入江節次郎氏の帝国主義論

にあっては、帝国主義の基底がもっぱら特定の生産の集積に求められたに止り、これが如何にして独占資本の発生を必然化するかは、問題として提起されながらも結局解明されえず、しばしば、独占資本は、特定の内容をもった生産の集積それ自体と等置されるにさえ至ったのであった。

いうまでもなく、このような帝国主義論からは、われわれがさきに明らかにしたような⁽²⁵⁾、特定の段階における生産の集積が必然的にもたらすものとしての、自立的資本の統合としての特殊な資本集中とそれがはらむ、特殊な矛盾性、そしてその矛盾によって不可避とされる資本の独占的運動性の必然化といった問題は到底解明されうる余地はなかった。

さらにまた、入江氏の如き帝国主義論からは、株式会社や参与制と独占資本との正しい関係の把握も、行なわれることもなかった。

だが、このような難点が、入江氏の帝国主義論にたいして指摘できうとしても、反対に資本集中の問題を—とりわけそれに内在する対立物の統一性を一応とらえながら—とりあげ、しかも、独占段階を画期する一つの側面としての産業株式会社の本質を究明しようとする、帝国主義研究におけるいわば入江氏と対照的な接近法がすべからず正当であるとは到底いいきれないと考えられる。

宇野弘蔵氏の帝国主義論も、あるいみでこのような方向にあるものであったが、それについては、すでにわれわれも一応の検討をすでに終えているので⁽²⁶⁾、ここではそれについては再説を避け、以下では、やはり上記のようないみで、入江氏の接近法とはいわば対照的な方法で帝国主義論に接近している宮本義男氏の場合を一例としてとりあげ、それがまさに入江氏以上の難点を別ないみでもつに至っている点を解明することにしよう。

(2) 宮本義男氏の場合、帝国主義の基軸としての金融資本を把握する道はまず、一般的で原理的な貨幣信用論をやや詳細に展開しそれを基礎として、現実の再生産過程から遊離し、自立化する貸付資本の自立的運動が、信用制度の発展の過程で増大してくることを明らかにするところからひらかれる。

もとより、宮本氏においても、このような貸付資本の自立的運動は、如何

に自立的であっても、現実的蓄積の運動の規定から全く離れた絶対的なもの
 ではありません、あくまで、「貸付資本の自立的運動とは、まさに現実的蓄積
 の運動にたいする相対的な自立的運動だというべき⁽²⁷⁾」ものである。されば
 こそ、宮本氏によれば、「トラハテンベルグが指摘しているように『貸付資
 本と産業資本とは資本の再生産過程という統一物の対立的な要素である。…
 この統一はその対立的な要素の運動のなかに現われる。だが貸付資本と産業
 資本とは統一物の対立的な要素であるから、この統一は必然的に強力的に恢
 復される』のである⁽²⁸⁾。」

さて、宮本氏は、まず上記のように、相対的に自立的運動をする貸付資本
 と産業資本のいわば一般的原理的関連を明らかにしたうえで、ついでかかる
 「貸付資本と産業資本の新しい結合形態とは、結論を先に云えば株式会社形
 態にほかならない⁽²⁹⁾」というふうに株式会社形態の基本的意義を確認し、し
 かも「いうまでもなく、株式会社制度の一般化は資本の独占段階移行へのも
 っとも有力なメルクマールの一つである⁽³⁰⁾」という記述にみられる如く、少
 くともこのような株式会社制度の一般化を、独占段階を画する一つの重点と
 されるのである。

もちろん、上記のような宮本氏の記述の引用だけからは、氏において株式
 会社の一般化がどの程度まで独占段階の本質的要素として考えられているか
 は直ちに明らかではない。したがって一たしかに一方では、もっぱら株式会
 社制をめぐるのみ分析が貫かれているにもかかわらず—この点を問題にす
 ることは、一応おくとしても、宮本氏の議論の問題点は、氏の株式会社論自
 体のなかにすでに少からず内包されているといわざるをえない。

すなわち、上記のように、株式会社形態のもつ基本的意義を一応おさえた
 上で、氏は、もっぱらマルクスの株式会社論を検討批判する過程で、氏自身
 の株式資本の本質論を展開されるのであるが、それは、むしろ次にみるよう
 ないみでマルクスの株式会社論の消極面をひきつぎ、その積極面を却って後
 景におしやり、且そのような立場から極めて問題の多い株式資本の本質論を
 展開しておられると考えられるからである。

いま、これらの点を詳論するにあたり、われわれも、まず宮本氏と同様マルクスの問題の株式会社論を以下に引用するところからはじめることとしよう。

「Ⅲ株式会社の形成。これによって

1 生産規模の非常な拡張が行なわれ、そして個人資本には不可能だった企業が現われた。同時に、従来は政府企業だったこのような企業が会社企業となる。

2 それ自体として社会的生産様式の上に立っていて生産手段や労働力の社会的集積を前提している資本が、ここでは直接に、個人資本に対立する社会資本（直接に結合した諸個人の資本）の形態をとっており、このような資本の企業は個人企業に対立する会社企業として現われる。それは、資本主義的生産様式そのものの限界のなかでの、私的所有としての資本の廃止である。

3 現実に機能している資本家が他人の資本の単なる支配人、管理人に転化し、資本所有者は単なる所有者、単なる貨幣資本家に転化するということ（傍点筆者）。彼らの受け取る配当が利子と企業者利得とを、すなわち総利潤を含んでいる場合でも、（但し書省略）この総利潤は、ただ利子の形態のみ、すなわち資本所有の単なる報償としてのみ受け取られる……

株式会社では機能は資本所有から分離されており、したがってまた、労働も生産手段と剰余労働との所有からまったく分離されている。このような、資本主義的生産の最高の発展の結果こそは、資本が生産者たちの所有に、といってももはや個々別々の生産者たちの私有としてのではなく、結合された生産者である彼らの所有としての、直接的な社会的所有としての所有に、再転化するための必然的な通過点なのである（傍点筆者）。…

これは、資本主義的生産様式の廃止であり、したがってまた自分自身を解消する矛盾であって、この矛盾は、一見して明らかに、新たな生産形態への単なる過渡点（傍点筆者）として現われるのである。このような矛盾として、それはまた現象にも現われる。それはいくつかの部面では独占を出現させ、

したがってまた国家の干渉を呼び起こす。それは金融貴族を再生産し、企画屋や発起人や名目だけの重役の姿をとった新しい種類の寄生虫を再生産し、会社の創立や株式発行や株式取引についての思惑と詐欺との全制度を再生産する。それは私的所有による制御のない私的生産である⁽³¹⁾。」

ところで、上記のマルクスの株式会社論に関して、まずわれわれはさしあたり次の三つの点に少なくとも留意しておく必要があるだろう。

第一に、すでにエンゲルスが、資本論のこの部分に関わって註記している如く、またそのエンゲルスの註記に負って宮本氏もまた再三強調しておられる如く、マルクスがもっぱら「株式会社制度が一般化する以前の1846～66年⁽³²⁾」の事実にもとづいていたために、その株式会社論自体が、その「歴史的制約をうけて⁽³³⁾」きわめて不完全なものたらざるをえなかったであろう点をわれわれも留意しておかねばならない*。

第二に、われわれは、このようなマルクスの株式会社論のの主要な強調点が「直接的な社会的所有としての所有」すなわち社会主義への「単なる過渡点」としての株式会社形態の把握であったことを留意しておかねばならない。しかも、このような強調点との関連に加えて、第一点として指摘したマルクスの歴史的制約を合わせ考ええると、ここでのマルクスの株式会社のえがきかたが、社会主義に接近した極限におけるやや観念化されたえがきかたになっている点に、われわれは特に注意を払わないわけにいかないのである。

第三に、われわれは、そうした制約をはらんだ上に、しかも、資本論のこの部分が、マルクス自身によって十分検討吟味された後の完成稿によっていないという点をも考慮にいれておかねばならないだろう。

いずれにしても、以上三点の制約から、マルクスの株式会社論には次のような重大な消極面がのこされざるをえなかった。すなわち、マルクスによれば、株式会社においては、「現実に機能している資本家が他人の資本の単なる支配人、管理人に転化し、資本所有者は単なる所有者、単なる貨幣資本家に転化する」とされているのだが、これは明らかに、株式会社制によって進展する所有と経営の相対的分離化傾向を観念的に極限化したものであり、こ

の種の理解を固定化した場合、重大な危険が伴うとしないわけにいかない。なぜなら、いかに株式会社であろうとも、これが資本主義のわく内のことである限り、これによって、資本所有者全てを単なる所有者または貨幣資本家に転化し、反対にそのことによって、機能資本家全てを単なる支配人、管理人に転化することは不可能であるばかりでなく、このような所有と経営（機能）との全き分離が後にあり、しかも、それが一般化するとすれば、これはもはや生産手段の私有に基礎をおく資本主義的生産関係の実質的否定とならざるをえないからである。

むろん、マルクスにおいては、社会主義へのたんなる通過点性を強調するために、まさに株式会社における資本主義的生産関係の否定という側面をうきぼりにする必要があった。

しかも、このような事情をくみとるとともに、われわれは、マルクスがさきに引用した個所につづく部分では、上のような株式会社的關係の極限化を自らおさえるかたちで、社会的所有が「資本主義体制そのもののなかでは、反対の姿をとって、少数者による社会的所有の取得として現われる⁽³³⁾」とかあるいは「株式制度のうちには、すでに社会的生産手段が個人的所有として現われるような古い形態にたいする対立が存在する」としながらも、同時に「しかし株式という形態への転化は、それ自身まだ、資本主義的なわくのなかにとらわれている。それゆえ、それは、社会的な富と私的な富という富の性格のあいだの対立を克服するものではなく、ただこの対立を新たな姿でつくり上げるだけなのである⁽³⁴⁾。」といった点を再三にわたって強調していることについても知っておく必要がある。

だが、このような指摘をつねに付加する注意がマルクスにあったにもかかわらず、マルクスの株式会社論の重点が社会主義への過渡性の強調にあり、それに加えて、株式会社論の十分な展開のために必要な事実もまだかれの段階では出そろっていなかったことなどのため、株式会社の基本的特徴づけ自体のなかに株式会社の二面的性格が十分に内在化されることなく、もっぱらそこでは一種の観念的極限化を行なわざるをえなかったこと、しかもその上に

立って、いわば利潤の利子化ともうけとられる表現もいつしか出てきていることは、いまや否定すべくもないと考えられるのである。

しかも、このような株式会社論しかもちえなかったためにこそ、マルクスは、あるいみではむしろ賢明にも「利潤が純粋に利子の形態をとる」株式資本が「かならずしも一般的利潤率の平均化に参加しない⁽³⁵⁾」として、資本主義の一般的原理的問題からは、これを一応例外として除外することとなったと考えられるのである*。

ところで、宮本義男氏の場合にあっても、むしろ、さきにも若干ふれた如く、マルクスの株式会社論の歴史的限界にたいする一定の認識は認められる。だが、同じマルクス株式会社論の批判でも氏の行きかたは、いわばわれわれと全く対照的である。いいかえれば、宮本氏は、上記でわれわれがマルクスの消極面として指摘したところをさらに固定化したうえで、それに依拠し、しかもその立場からマルクスの株式会社論を批判されるのである。

すなわち、宮本氏によれば、「株式会社の資本所有者が受けとる利潤または配当が本質的には利子にほかならない根拠」が、まず、「資本所有者が現実の再生産過程の運営から遊離して、たんなる資本所有者に、貸付資本家に転化してしまっている⁽³⁶⁾」こと、反対に「現実資本の運営は、支配人または管理人に委任され」る⁽³⁷⁾ことによることが、ほぼマルクスに忠実にそって確認されるのだが、この「利潤を利子の形態に転化することによって、すなわち『配当』という新しい経済的範疇を創造することによって、利潤率の一そうの低下に対応しうる形態⁽³⁸⁾」をもつ株式会社形態を、もっぱら鉄道に限定しなければならなかった歴史的制約によって、一般的利潤率の形成に参加しないとしてこれを例外として除外し、そこから「いわば消極的に利潤率の低下傾向にたいする株式資本の役割を認めた⁽³⁹⁾」にすぎないところにこそ、マルクスの限界があったとされるのである。

いいかえれば、宮本氏によれば、「『たんなる利子しかもたらさなくても可能な』経営形態を制度的に完成する⁽⁴⁰⁾」この「株式資本における配当こそ積極的（傍点原文通り）に利潤率の傾向的低下に耐えうるもの、または対応

しうるものとして評価し、マルクスの見解を株式資本の未発達という当時の歴史的事情の制約をうけるものだとして規定⁽⁴¹⁾しなければならないのである。

さらにまた、宮本氏は、上記のような立場から「株式会社が、資本集中のいわば平和的手段と考えられている」マルクスの見解に即して、「株式会社形態⁽⁴²⁾による多数資本の融合は、一種の資本の集中には相違ないけれども、この資本の集中は、資本所有者が貸付資本家に転化するという回り道をしてすなわち、資本所有者がたんなる貨幣資本家化するという媒介を経て行なわれるのであって現実に機能している個別資本を吸収合併する本来の集中とは区別されるべきであろう⁽⁴³⁾」とし、「マルクスの場合には、個別資本内部における資本の集中＝集積と、個別資本間における集中の進行との間に明確な区別が欠けているように思われる」というふうにマルクスを批判されるのである。

みられる通り、ここにおいても、株式会社による集中では、個別資本と個別資本の統合という集中は全く考えられず、もっぱら「資本所有者の貨幣資本家化」による、「個別資本内部」への貨幣資本の集中が考えられているにすぎない。そして、この点も含めて、さきの利潤率低下傾向への積極的対応という論理以来、一貫して宮本氏にみられるのは、まさに「機能資本家のたんなる管理人化」乃至「資本所有者の貸付資本家化」乃至、「利潤即配当の利子化」といった、マルクスにおいて若干観念的に極限化されている表現の固定化を論理の軸とするいき方であるのは、いまやあまりにも明白であるといっただろう。

同類の表現は、宮本氏の当該書を通して、実に氏自身も自認されるごとく「しばしば⁽⁴⁴⁾」くりかえされているが、もはや、われわれはこれ以上、その点に関わる氏の主張をくりかえして引用する必要はないだろう。

要するに、宮本氏の如き考え方では、事態が、マルクス以上に観念的に固定化され、そこからするマルクスの株式会社論批判は、一そう後退した株式会社論をもたらすにすぎないことをいま一度強調しておけば足りよう。

なお、敢えてついでに付加していえば、このような個別資本内部の集中を

あらわすにすぎない株式会社論にたてば、株式会社形態が、中心的には、個別資本相互のそれぞれの相対的自立性を維持したままでの統合の手段となっているとするわれわれの如き見地が出てくる余地が全くないのはいうまでもない。しかも、さればこそ、このような立場からは、後述するように、イギリスにおいてむしろ一般的であった共同出資的なものとしての株式会社の問題をも、帝國主義論における一般法則性に包摂されるものとすることは到底不可能であろう。

だが、そこまでの議論は、この段階では一応おくとしても、考えられねばならないのは、株式会社形態にある資本といえども、その運営は主として大株主によって行なわれているのであり、さればこそ、株式資本もまた生産手段の所有に基礎をおき、産業資本としての基本的性格を、止揚されたかたちで、自ら内在せしめるものだという点であろう。

この点、宮本氏の如き、立場にたてば、所有に基礎をおくものとしての資本の機能という資本にとっての本質的な側面は脱落し、資本なき株式資本、産業資本なき株式資本ということにならざるをえないこと、そのうえでしか配当の利子化ということをもさらに超過したうえで考えられるような、利潤の利子化などということはいえないことを確認しておく必要がある。なぜならば、われわれとしては、たんなる利子（擬制価格）と化した利潤、そのいみですでに基本的には消めつした利潤の理解の上に立って、いわば利潤なき資本や、利潤なき産業資本を考えることは資本理解にとって根本的背理としないわけにいかないからである※、※※。

※ なお、宮本氏の主張における一つの重点であった、利潤率の傾向的低下に対する積極的対応としての株式資本という見地それ自体は一応検討に値する積極的側面をもっているといつてよいかもしれない。

だが それにしても、そのような株式資本の利潤率低下への積極的対応を利潤の利子化乃至「たんなる利子しかもたらさなくても可能」な株式会社経営に根拠を求めて主張するのは株式資本から産業資本の本質を脱落させる根本的に難点のある主張としないわけにはいかない。

今後の検討のための一つの課題を提起するにすぎないが、いま仮にこのような

みでの株式資本の利潤率の低下傾向への積極的対応のより正しい根拠を求めるとすれば、それは、ケルンとなる株式会社の資本、すなわち株式会社の株式の支配に足る部分を所有する基礎の上に株式会社を支配し運営する資本が、まさに配当の利子化によって、利子相当分を配当として支払えば足りる、そのいみで、経営から分離した群小株主の資本をも自己資本として利用しうるために、厳密ないみでの自己投下資本に対して、充分に高い利潤率による利潤を配当、役員賞与、社内留保等々の形態で確保出来ること、したがって、現実機能している全資本に対する利潤率が仮に低下している場合にも、支配資本はなお高い利潤率をわがものとする事ができることによって、利潤率の傾向的低下に積極的に即応しうる点に求められるべきであろう。宮本氏もかかる株式会社の特長についてもっぱら株式会社に限定して、しかも Bagohot を引用するかたちで一箇所だけ他の部分の氏の主張とは無関連にふれておられる（前提書 171 頁）が、氏はむしろこの問題をさらに追究されるべきであったといってよいだろう。

※※ もちろん、宮本氏も、言葉の上では、金融資本を、株式会社制をテコとしての「産業資本と銀行資本の相対的独自性と相互連関」⁽⁴⁸⁾」としてとらえたり、あるいは「株式制度においては自己資本は信用の基礎となるにすぎない」とするなど、産業資本や自己資本を全く消めつさせるのみでなく、積極的に語ってさえおられる。しかし、かかるカテゴリーは、いままでにみた宮本氏の株式会社論によっては、とうていその論理体系のなかに内在化されるとはいえず、氏自身の株式会社論から一たん外に出て突如として言葉自体が外部からもちこまれていると判断しないわけにいかない。

(25/26) 拙稿「帝国主義研究における若干の問題点」

(27/28) 宮本義男前掲書 110頁。

(29) 同 上 112頁。

(30) 同 上 127頁。

(31) 資本論第三巻第5篇第27章大月書店版 ④ 556～559頁。

(32) 宮本、前掲書 127頁。

(33) 資本論 大月版 ④ 560頁。

(34) 同 上 561頁。

(35) 同 上 558頁。

(36) 宮本 前掲書 146頁。

(37) 同 上 146頁。

(38) 同 上 149～150頁。

(39) 同 上 159頁。

(40) 同 上 156頁。

(41)	同 上	159頁。
(42)	同 上	132頁。
(43)	同 上	135頁。
(44)	同 上	154頁。
(45)	同 上	195頁。

5

われわれは、前節において、宮本義男氏に一例をみる株式会社論が、資本所有者の貨幣資本家化という、極限化され固定化されれば、極めて危険を伴う見解を基本的軸とした上で、いわば利潤の利子化というところまで至る、はなはだ難点の多いものであることを明らかにし、同時にこの見解が、極めて限定された問題意識のなかで、しかもかなり不十分に展開されたマルクスの株式会社論の消極面をやや無批判に継承した上で成立ったものであることについても明らかにした。

ところで、周知の如く、このようなみでのマルクスの継承の上に株式会社論を展開し、しかもそこから、資本主義の段階的変化の解明に向おうといういきかたは、何も宮本氏によってはじめてなされたのではなく、実は、（宮本氏も自らよって立ったことを率直に告白しておられるのだが、）ヒルファディングをもって祖とすることは、いまさらいうまでもない。

すなわち、まさしくヒルファディングこそ、われわれが先に長々と引用したマルクスの叙述を最初に引用し、これに対して、「マルクスは、資本主義的生産における信用の役割」の天才的スケッチにおいて、株式会社の形成を信用制度の帰結として把握したものととの評価を与える一方、「惜しくも彼は詳論を果さずに終った」とし、その上で「マルクスによって展開されたそれを越えて進む⁽⁴⁶⁾」立場からの株式会社論の展開を志した正真正銘の元祖にほかならなかったからである。

しかも、ヒルケアディングこそ、その「金融資本論」第二篇資本の動員。擬制資本。の冒頭をかざる、第七章株式会社 1 配当と創業利得、のほぼ最初

の部分において、「近代的資本主義的發展の理解にとって決定的重要性をもつ⁽⁴⁷⁾」株式会社の基本的性格を、マルクスの展開を越えて、次のように規定したのであった。

すなわち、「我々がまず第一に考察する産業株式会社は、何よりもまず、産業資本家の機能の変化を意味する。なぜならば、それは個人企業にあってはただ偶然的に現われうるにすぎないこと、すなわち産業企業者の機能からの産業資本家の解放を、原則として伴うからである。この機能変化は、株式会社に投下される資本に、その資本家にとって純粋な貨幣資本の機能を与える⁽⁴⁸⁾。……」

「株式の収益の推測的結果は産業利潤によって規定されており、そして産業利潤は、他の事情が同じならば、平均利潤率によって規定されている。しかし株主は産業企業者（資本家）ではない。彼は、何よりもまず、ただ貨幣資本家である⁽⁴⁹⁾。」

「（株式の）売却可能性は、特有の一市場、すなわち証券取引所によって作り出される。この市場の成立が、初めて、今や随時個人にとって『実現されうる』ものとなる株式資本に、全く貨幣資本の性格を与える。（傍点筆者）⁽⁵⁰⁾」

みられる通り、このヒルファディングの叙述において、産業資本乃至産業資本家は、もちろん言葉の上では登場している。しかし、にもかかわらず、ヒルファディングにおいては、かかる産業資本家は、産業企業者としての機能から解放されたものであり、全きいみで、貨幣資本家と化したものでありその限りでもはや産業資本家としての実質を失った、ぬけがらと化した産業資本家に他ならない。

もちろん、われわれは、ヒルファディングが、他方においては、上記のような基本的見地をたてたにもかかわらず、この見地から必然的に出てくる所謂利潤の利子化という表現については、これをむしろ注意深く避けている点についても留意しておく必要がある。

それどころか、ヒルファディングにあっては、「この資本は、正常な事情

のもとでは、やはり平均利潤をあげるであろう。株式会社が、ただ利子だけを株主にもたらすような収益を分配するために、その商品を平均利潤以下に売り、利潤の一部を自発的に放棄するということは、不可能な設定である⁽⁵¹⁾。」として利潤の非消滅が、むしろ他方における重要な強調点とさえされているのである。

明らかに、この点は、利潤率の傾向的低下に対する積極的対応ということ、利子にも耐えられる経営形態というあやまった見地から根拠づけようとし、そのために利潤の利子化ということを積極的に前面に出そうとされた、宮本義男氏のような誤りをヒルファディング自らが犯したものでないことをわれわれに示すものであるといつてよいだろう。

そして、まさにこのような立場があったればこそ、ヒルファディングでは株式会社を支配する大株主の位置づけが一応なされ、この関わりにおいて、「株式会社を支配しうるためには、資本の半分を必要とするだけで個人企業の支配におけるように全資本の所有を必要とするのではない。このことは大きな資本家たちの力を倍にする⁽⁵²⁾。」といった、所謂少数株の多数株支配も考えられたし、且また「役員会の一員として、大株主は、第一には役員配当の形で利潤の分け前を与えられ⁽⁵³⁾」る（傍点筆者）という風に、株主のすべてが、たんなる利子+プレミアムを受けとるわけでないことも一応適切に指摘されたともしうべきであろう。

だが、しかし、このようなヒルファディングのいわば二重の立場は、明らかに「一つの明瞭な矛盾」というほかない。

なんとすれば、一方で産業資本家が貨幣資本家と化し、他方で機能資本家が単なる資本の管理人、支配人にすぎぬとすれば、前者に帰するのは利子（あるいはせいぜいそれに危険割増を加えたもの）にすぎず、後者に帰するのはたんなる報しゅうにすぎず、株式会社が平均利潤をあげるとすれば、上のものをのぞいた利潤部分は、結局行方不明にならざるをえないからである。

むろん、ヒルファディングのポイントは、周知の通り、このような利潤の行くえ不明部分を、平均利潤を前提にした上で、敢えて提起し、これを彼の

始得の「創業利得」範疇に結実させるところにあった。

だが、それにしても、一旦「全く貨幣資本家の性格を与え」られたはずの株主の一部が、危険割増というものではとうていつくし得ない「利潤の分け前を与えられ」ということは、何としても矛盾した論理であるというほかはないだろう。

そして、もし、ヒルファディングがこの種の矛盾した論理を完全に払拭しようとしたならば、ヒルファディングは、進んで、「株式資本に、全く貨幣資本の性格を与える」という論理を放きし、株式資本の核は、仮に擬制的に貨幣資本形態を与えられるとしても、実際は、ほとんど、売買されることのない大株主の所有するところであり、これを核として、その力によって吸引される群小株主の所有する部分のみが、実際に売買され、まさにその部分の株式資本にのみ貨幣資本の性格が与えられるにすぎないこと、したがってまた、平均利潤を前提した限りでの「創業利得」は上にみた、産業資本としてこの主要株主の取得する産業利潤に他ならないことを、明確にすべきであったというべきであろう。

そして、事実ヒルファディングがこの点を明確にしなかったからこそ、上にみたような矛盾がのこされるに至っただけでなく、たとえば該章三の株式会社と個人企業、の個所では、中村通義氏の指摘される如く※、「株式会社の利点を個人企業との対比において、創業の容易さ、蓄積の容易さ、信用利用の容易さ等々の点において把握し」、且「いずれも株式会社が証券発行によって社会的資金を集中しようということのうちに求められている⁽⁵⁵⁾」といわれるような偏向が犯されるに至ったといえることができるであろう。

※ マルクス及びヒルファディングの株式会社論について、われわれがここまでに行ってきた批判は、すでに中村通義氏によって明らかにされたものと共通するところが多い。(中村通義著、株式会社論、亜紀書房、1969年)

だがあえて付言するとすれば、中村氏がヒルファディングが「一面では……マルクスと同じように株式所有の資本機能からの分離を全面的に想定しながら」「それとは別に資本所有者が二種類に分化し、その一方が資本機能の核心部分に密着することによって他方が資本機能から全く引き離されてしまう」という「二面的

理解におちいった」のは「株式会社の資金集中機能なるものに対する彼の一面的理解」がわざわざしたとしておられる（前掲書108～109頁）点については若干筆者と解釈が異なると思われる。

なぜならば、筆者の考えるところではヒルファディングの二面性が資金集中機能の一面的理解から出たというよりも、むしろ、ヒルファディングが「マルクスによって展開されたものを越えて進む」としながら、実は、マルクスの株式会社論の正しい批判的検討に失敗したために、資本所有者の全き貨幣資本家化という見地から脱却出来ず、そのために株式会社の機能をも、もっぱら資金集中機能に一面化することにならざるをえなかったとみるべきと思われる。

この点、中村氏の場合は、議論の出発点が一つには、生川栄治氏や柴垣和夫氏の自己金融論の背後にある資金集中機能に一面化した株式会社の機能論批判にあったため（これらの批判自体には筆者も賛成だが）この間の関連がやや逆転してとらえられるに至ったと推察される。

なお、ついでにいえば、株式会社の機能の中心については、支配集中機能である以上に、諸資本が相対的自立性を維持しかつ統合されるための手段になっているところに求められるべきだというのが筆者が積極的に主張したい点であることは、すでにくりかえし述べてきたところからも容易に察せられる通りである。とくに、すでに示した通りこの把握があってこそ、資本の独占的運動原理の必然的発生（独占資本の必然化）と株式会社制の内的関連がはじめて正しく理解されるに至ることをあらためて強調しておきたい。

(46) ヒルファディング「金融資本論」上 岩波文庫版 187頁。

(47) 同 上 173頁。

(48) 同 上 174頁。

(49) 同 上 176頁。

(50) 同 上 177頁。

(51) 同 上 178頁。

(52) 同 上 200頁。

(53) 同 上 203頁。

前二節において、われわれは、ヒルファディングとその立場を継承した宮本義男氏の株式会社論に介在する根本的難点について検討を加え、それらの難点が、いずれも、制約をもったマルクスの株式会社論の消極面を継承した

ことに起因するところを明らかにしてきた。

だが、いうまでもなく、われわれの目的は、たんに株式会社論という限られた視角のなかで、それ自体の是非を問うということによるのではない。

それどころか、われわれがまさに問題として問いたいのは、このような株式会社論や、あるいはその上に構築される金融資本論を帝国主義論のなかにもちこむ場合には、資本の独占的運動原理としてとらえられるべき、独占資本の必然性や法則性が到底とらえられえず、そのことの結果として、また帝国主義戦争の正しい科学的把握にも失敗せざるをえないであろうという点にあった。

だが、上に検討したような株式会社論が、結果としてもたらす難点は、たんにこれだけでもとどまらない。

いいかえれば、このような株式会社論にたつ限り、金融資本や独占資本が発達した資本主義国を通じて何故普遍化しなければならないかという点も、結局は科学的には把握されえず、そこから必然的に、独占資本の法則性の否定と、帝国主義論におけるタイプ論的方向が余儀なくされるという点が、いま一つ最後に付け加えて指摘されねばならないと考えられるのである。

もっとも、本稿でもとりあげた宮本義男氏自身は、このようなタイプ論的方向を、少なくとも言葉の上では、きっぱりと拒否し、その上に敢えて、「論理と歴史とは照応関係にある⁽⁵⁴⁾」という氏の見地を再度強調されているのである^{*}。

だが、このような主張は、文字通り言葉の上だけでのことであり、氏自身のこの点での論拠づけは完全に失敗していること一否失敗せざるをえなかった一は、以下にみるように全く明瞭であると思われるのである。

すなわち、まず宮本氏は、氏自身の理論から「たちまちつぎの反論にぶつかるだろう⁽⁵⁵⁾」として、続けてつぎのように予想される反論についてふれておられる。

「すなわち、金融資本とは産業資本と銀行資本とによって形成される新しい資本関係なのだが、この関係が典型的に確立されたのは、ドイツであって

産業資本の発達がほぼ純粋資本主義の形態をとったイギリスでなかった。したがってこのかぎりでは論理が歴史と関連するといっても、論理的展開がそのまま歴史的関係の展開に対応するわけではない。……産業資本の典型国としてのイギリスにおいて金融資本が典型的な形態で成立せずに、むしろ当時の後進国ドイツにおいて確立したということは、産業資本主義から金融資本主義への移行は、世界史的過程としては現われるけれども、純粋資本主義の論理的展開そのものが、ただちに、この世界史的過程に対応するわけではないということを物語っている。……

『歴史的発展過程をもすべて論理的展開に解消することは正しい方法ではない。また歴史と論理とが如何に相関連するかを明らかにしないで、ただその統一を説くことも無意味である。事実、歴史的過程を把握する論理もある程度抽象的に展開されざるをえないのであって、あらゆる具体的歴史的過程をも包含しうるわけではない』(宇野弘蔵著『経済政策』166頁)という主張がなされるのも、うえにのべた論拠にもとづくのである⁽⁵⁶⁾。」

だが、さきにもふれたように、宮本氏にとっては、「さてわれわれはこれまで一貫して論理と歴史とは照応関係にあるという見解を固持してきた。本書を貫く見解もまた同様である。そうだとすると、一体われわれは、さきにのべたような主張にたいしてどう答えるべきだろうか⁽⁵⁷⁾」といわれる如く、このような主張は、どうしてもうけいれてはならないものなのである。

にもかかわらず、皮肉なことには、宮本氏の株式会社論からする限り、またそれを基礎とした、産業企業と銀行資本の癒着をもって金融資本とする限り、宮本氏もまたやはり、ドイツにおけるそれを典型的とし、イギリスにおけるそれを非典型的なものとする事自体からは、(歴史的事実を忠実に認める以上は)まぬがれることができない。かくて、宮本氏においても、次のような叙述がくりかえされることにならざるをえなかったのである。すなわち、

「産業資本の発展と蓄積とが立遅れたドイツにおいて、株式会社の形成は逆に分散している各階層の貨幣資本を吸収するという、社会的資本として

の株式資本の概念にふさわしい典型的形態をとらざるをえなかったのである⁽⁵⁸⁾。」(傍点原文通り)

「イギリスにおいては、『大運輸企業が大きな意義をもつにいたったとき株主になったのは、主としてこれらの大産業資本家だった。その発生から見ても、またその所有の点から見てもこの株式会社に投ぜられたのは産業資本であった。』(ヒルファディング)つまり産業資本が文字通り私的資本として繁栄したイギリスでは、個人資本の資本蓄積が進んでいたために、私的資本が株式資本に転化した場合にも、転化したものはそれまでの産業資本そのものであった。いわばイギリスの場合には産業資本から株式資本への転化が古典的形態で行なわれたために、逆に株式会社の成立が、株式資本の概念にふさわしい形態をとりえなかったといえるであろう⁽⁵⁹⁾。」

「イギリスでは株式会社は、とりわけその初期には、主として富裕な資本家たちを合体したが、ドイツでは株式会社は産業家たちに必要な資本を用立て、彼らの企業のために、他の階級の貨幣を導入すべきであった⁽⁶⁰⁾。」

「このように、イギリス資本主義の先進性とドイツ資本主義の後進性が、産業と銀行との関係について特殊の型をつくり上げたことはたしかである⁽⁶¹⁾。」

「イギリス産業資本の資本蓄積の豊富さは、このような世界市場における産業と市場の独占の結果もたらされたものにほかならず、そして皮肉なことに、このようにして蓄積された豊富な産業資本は、株式会社の形成にさいして、また産業と銀行との関連にかんして、逆に非典型的な形態をとることになったのである⁽⁶²⁾。」

ところで、宮本氏のよってたつところからは如何に必然であるとはいえ、このように、くりかえし、ドイツの典型性とイギリスの非典型性を承認することになった以上、氏にとって、一般的法則性のドイツ、イギリスを通しての貫徹をこのままで主張しつづけることは到底不可能であるのはいうまでもない。

そこで、氏はまずイギリスも例外でないことを次の論拠にたって主張され

ようとする。

すなわち「イギリスの世界市場における産業独占と市場独占は新進資本主義国とりわけドイツとアメリカの台頭によって打破されていった。……

しかしこの市場独占すら脅かされるにいたったとき、イギリスはその古典的自由貿易政策を放棄して帝国内特惠貿易政策へと転換を始めるのである。イギリス産業の国内における独占化はこれを契機に急速に進むようになったことはいうまでもない。

イギリスの場合には、このように世界市場における産業独占と市場独占がその独占形成に一つの型をあたえたとすれば、ドイツの場合には、イギリスの世界的独占体制にたいする挑戦が、その独占の型を決定したといっても過言ではない⁽⁶³⁾。」とされるのである。

注目すべきことに、宮本氏はこの段階に至って、突然それまでの株式会社や金融資本といった概念に代えて、独占をもちだされているが、こうした独占が氏にあってはどういう位置づけにあるのかはさっぱり明確でない。

だが、その点はここで問わないとしても、このようないみで、イギリスにおける独占形成も、また独占形成の一般法則に包摂されたとしても、これによって、イギリスの非典型性という問題はいまだ解決されたといいい得ないであろう。

それどころか、上のように、イギリスの独占形成が、まさに、ドイツ、アメリカに脅かされた結果発生したとするこの論理は、ドイツを積極型とし、イギリスを受動的なものとしての消極型とする、かの宇野経済学の定説にますます接近するものといわねばならないだろう。

もちろん、宮本氏にとっては、このような宇野経済学への一層の接近は本意でない。かくて、氏は苦悩しつつ次の地点へ移行される。すなわち、

「たとえ独占の成立期にたとえばドイツのように銀行がもっぱら投資銀行の性格を強くもったにしても、またイギリスの場合のように、銀行が預金銀行としての古典的形態を維持して、金融資本のいわゆるドイツ型またはイギリス型を形成したとしても、それは独占段階での資本の再生産構造が構築さ

れるまでの過渡的形態であって、この過渡的形態としての型によって、独占段階での資本の一般的な再生産法則までが否定されてしまうわけではない⁽⁶⁴⁾。」

つまり、いいかえれば、ドイツが典型的であり、イギリスが非典型的でありえたのは、もっぱら、独占形成初期における一時的過渡的なことにすぎなかったのであり、このような「産業資本の特殊性そのものによって規定された独占形成期における型は、一般的な資本の再生産法則を無視していつまでもたんなる型にとどまるものではないということである⁽⁶⁵⁾。」ということになるのである。

要するに、ここで氏は、事態の一般法則性を、各国の独占形成との関連で論証することはもはや完全にあきらめておられるわけだが、それにしても、それほどまでに一般法則性が強調されるべきものが、独占形成期において発現しないということは、一とりわけ一般法則性が独占の基軸に関連するものである以上—それ自体としても問題をのこすものといえよう。

しかし、この点を敢えておくとしても、問題は、形成期以降においても、「型」が宮本氏の期待されるようには、かんたんに消めつしていないことによって、一層深くの度を加えているといわざるをえない。

すなわち、宮本氏は、一旦「イギリスの預金銀行も、純粹の預金銀行にとどまりえたわけではない⁽⁶⁶⁾」ことを強調することによって、「型」の消めつと、イギリスの典型への接近を論証されようとされるが、氏が、唯一の論拠として、リーフマンに依拠してもち出される「金融会社」についても、たしかに新株式発行引受など行なうものとして、1862年有限責任法以降に発生したものであるとはいえ、「このような『金融会社』の多くは短命⁽⁶⁷⁾」であったこと、あるいはせいぜい「マーチャントバンカーの付属機関として評価されている⁽⁶⁸⁾」ことなどを、宮本氏自身もある程度認めざるをえなくなっているのである。しかも、この点に加えて、イギリスでは、独占形成期以降も、「株式は一般の公募に頼ることなく設立者が引受ける⁽⁶⁹⁾」という傾向がつよく、「20世紀にいたるところには、創業出資は依然として在来の個人的または

準個人的出資に頼るけれども、その後の企業の拡張には株式の公開発行を行なうという傾向が見え始めた⁽⁷⁰⁾」と一方でいわれるにもかかわらず、なお、「『金融会社』の発展にともなう国内における資本市場もまた展開したが『金融会社』が課する株式発行手数料が高率のために、国内企業においてはその資本調達を依然として設立者自身、もしくは親戚、知人に求める傾向が存続した⁽⁷¹⁾。」という事実もまた、宮本氏自ら認めざるをえなくなっているものであり、もはや、ことここに至れば、氏がヒルファディングから学びとった株式会社論の立場にたつて、「一般法則はこれらの型＝特殊性を貫いているということが、われわれが一貫して強調しようと努めた点であった⁽⁷²⁾。」と、いくら強弁されようとも、それはもはや空しい強弁というほかはないのである。

そして、ここから出てくる結論は、ただ一つ—すなわち、氏にとって、デイレクマからのがれる道は、その株式会社論をすて去るか、あるいは、いさぎよく宇野氏の軍門にくだるかのいずれかしかのこされていないということである。

むろん、当然のことながら、氏は必ずしも後者の道をすすまれる必要はないだろう。だが、すでにこれまでの検討からも示唆されうるように、宇野氏のタイプ論こそ、一面では実は宇野氏がヒルファディング流の株式会社論を完全に払拭しえなかったことから不可避に生れたものであるといえるのであり、そのことから当然に、宇野経済学を、この点で一步のりこえるには少くとも、ヒルファディング流の株式会社論を超克することが必要であることはすでに明白であるといつてよいだろう。

※ 所謂「論理と歴史の関係」については、たんに照応関係を強調するだけでとどまりえない、複雑で且重要な問題がある。だがこの問題はここではとくにとりあげず、可能なもっとも近い将来に筆者としても、別稿で論ずる所存でいる。

54 宮本義男前掲書 199頁。

55 同 上 198頁。

(56)	同	上	198~199頁。
(57)	同	上	199頁。
(58)	同	上	200頁。
(59)	同	上	201頁。
(60)	同	上	202頁。
(61)	同	上	203頁。
(62/63)	同	上	204頁。
(64/65)	同	上	209頁。
(66)	同	上	210頁。
(67)	同	上	213頁。
(68)	同	上	215頁。
(69)	同	上	212頁。
(70)	同	上	213頁。
(71)	同	上	214頁。
(72)	同	上	216頁。

7

冒頭にも述べた如く、筆者はさきに従来の帝国主義論の若干をとりあげ、これらを批判する過程で、そこでとりあげた従来の論議の諸難点を「同時かつ積極的に克服」しうるための一つの見地を提起した。

すなわち、われわれは一つには宇野弘蔵氏の帝国主義論をとりあげ、それが対象の形式的形態的側面をもっぱら基軸としたために、帝国主義にとって真に核心的なものであるべき独占資本の問題を欠落させるか、あるいはとりあげるにしても、これをいちぢるしくわい小化することにならざるをえなかったこと。したがってまた、それが、レーニンの批判を一方の柱としながらレーニンに対して真に補強整備されるべき点を補強しえず、却ってレーニンから全体としては後退するに至った所以を指摘した。

さらにまた、われわれは、他方で帝国主義論に対して、正当にも弁証法的に接近することを志しながら、結局帝国主義論の主要矛盾を「競争と独占の矛盾」と指摘するにとどまった、南克己氏らの帝国主義論をもとりあげ、こ

これらの理論がやはり核心であるべき独占を、たんに所与の前提としており、その必然性なり法則性を、いまだ真に明らかにするには至っていないこと。しかも同時にこれらの理論にあっては、株式会社や参与制の帝国主義における内在的位置づけがほとんどとらえられていないことを、それらの難点として指摘した。

そして、これらの諸説に対して、われわれは、生産の集積の特定段階において、必然的に発生する、新しいいみでの資本集中、とりわけ一つの生産過程の基礎の上での相対的に自立性をのこしたままでの資本統合をとりあげ、これが内在する対立物の統一性によってこそ、はじめて資本の独占的運動性としての独占資本の発生の必然性がとらえられることを明らかにし、このような資本統合にとって株式会社制がまさに不可欠の手段となるといういみにおいて、産業株式会社制の普及がもつ、帝国主義段階での特殊ないみを明らかにした。

そして、このような方向こそ、対象を真に矛盾をはらむ運動性においてとらえ、かつ、レーニンにおいてなお説明不十分であったものを補うことができるといういみで、指摘された諸理論の難点を「同時かつ積極的に克服する」ものであるというのが、われわれの確信であったのである。

ところで、筆者はさらに本稿において、筆者と問題意識がある面で共通する二つの対照的な帝国主義論をとりあげ、それらを検討するなかで、これらがやはり筆者の見地と根本的に異なること、それどころかこれらが、いわば対照的な二つの偏向ともよぶべき根本的誤りをはらんだものであることを示した。

そして、そのことによって、上にみた筆者の提起した積極的方向がもつ正しさが次のようないみでも再確認されたと筆者は考えるものである。

第一に、入江氏の批判から明らかな如く、生産の集積からの独占資本の発生の真の必然性、法則性は、やはり生産の集積という概念をいくらほりさげても明らかになるものでなく、結局われわれが提起したように、特定の生産の集積によって誘発される、特定の内容をもった資本集中を通してでないと決

して明らかになりえないことが、一層明白となった。

第二に、宮本氏及びその底にあるヒルファディング、さらにはマルクスの株式会社論の検討を通して、われわれが提起した如き、資本集中に関連する株式会社の機能こそ、帝国主義論の本質把握においては、もっとも核心的意義をもつこと、及びこれによってこそ、イギリスをも含む産業株式会社制の普及と、資本主義の独占資本主義への転化の一般法則的関連が、はじめて正しく理解されうることも一層明白となった。

もっとも、第二にあげたような点を、もしたんに株式会社論の問題として把握するとすれば、われわれの議論は、先稿で指摘した、鈴木一岩田理論とほぼ同じ次元にとどまることになるだろう。したがって、ここでも問題の中心はたんに「共同出資的」な部分が株式会社の核であることを指摘するだけでなく、このようなことに内在する相対的に自立的な資本間の統合の基礎の上での闘争関係を把握することであり、しかもこのような不安定性によって出てくる資本の独占的運動原理の必然性を適確にとらえることであることを再度強調しておく必要がある。

ところで、ここまで来ても、なおわれわれには、帝国主義研究における一つの中心的意義をもつ重要課題がまだのこされていることを最後に指摘しておかねばならない。

なんとすれば、われわれは、いまなお帝国主義論と、所謂資本一般に関するものとしての資本論の関係が、認識方法上の問題としてどのようにとらえられるべきかという一つの懸案事項に対するわれわれの態度を留保したままであるからである。

当然、この種の問題は、正しい現代帝国主義論の展開のためにも、解決されねばならぬ重要課題でもあるというべきであろう。

しかし、これらの課題については、やはり次の機会にゆだねねばならない。